

郡山市生ごみ処理容器無償貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみを堆肥化し、又は肥料化し、自家処理を实践することにより、ごみの減量化及び環境保全に対する意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器を無償貸与（以下「貸与」という。）することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「生ごみ処理容器」とは、次に掲げるものをいう。

- (1)コンポスト容器 生ごみ等を土中の微生物を利用して分解し堆肥化する容器をいう。
- (2)ボカシ容器 生ごみをEMボカシ（EM菌（有効微生物群）に米ぬか、もみ殻、糖蜜等を混和し、発酵乾燥させてできた発酵合成型有機肥料をいう。）を用いて発酵肥料化する容器をいう。

(貸与の公募等)

第3条 生ごみ処理容器の貸与は、公募によるものとし、1世帯につきコンポスト容器にあつては1個、ボカシ容器にあつては2個を限度として貸与するものとする。

(貸与の対象者)

第4条 生ごみ処理容器の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 生ごみを堆肥化し、又は肥料化したものを自家処理できること。
- (3) コンポスト容器の貸与を受けようとするものについては、これを設置することができる土地があること。

(貸与の申込み)

第5条 生ごみ処理容器の貸与を受けようとする者（以下「申込書」という。）は、公募期間内に生ごみ処理容器無償貸与申込書（第1号様式）により申込むものとする。

(貸与の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申込みを受けたときは、貸与の可否を決定し、速やかにその旨を申込者に通知するものとする。

(生ごみ処理容器の受領)

第7条 生ごみ処理容器の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、生ごみ処理容器受領書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(被貸与者の義務)

第8条 被貸与者は、貸与期間中、常に生ごみ処理容器を衛生的かつ良好な状態で管理するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 世帯内で排出した生ごみは、生ごみ処理容器により堆肥化し、又は肥料化して自家処理すること。
- (2) 生ごみ処理容器を他人に転貸し、又は譲渡しないこと。
- (3) 貸与期間内に特別の事由により生ごみ処理容器の使用を中止するときは、速やかに申し出ること。
- (4) 生ごみ処理容器の使用状況等についてのアンケート調査に協力すること。

(貸与期間)

第9条 生ごみ処理容器の貸与期間は、貸与の日から2年とする。

2 貸与期間経過後においては、生ごみ処理容器を被貸与者に無償譲与（以下「譲与」という。）するものとする。

(返納)

第 10 条 市長は、被貸与者にこの要綱に違反する行為があると認めるときは、貸与を取消し、生ごみ処理容器を返納させることができる。

(台帳の整備)

第 11 条 市長は、生ごみ処理容器の貸与及び譲与の状況を明らかにするため、生ごみ処理容器貸与(譲与)台帳(第 3 号様式)を備えなければならない。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(抄)

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。